

(別添2)

## 事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 保育所  
事業所名（施設名） 加茂保育園

### 第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

| 評価対象 | 評価分類      | 評価項目          | 評価細目  | 評価 | 着眼点   | コメント  |
|------|-----------|---------------|---|----|---|---|
| A    | 1<br>保育内容 | (1) 全体的な計画の編成 | ① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。 | a  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。</li> <li>■ 2 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。</li> <li>■ 3 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。</li> <li>■ 4 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して編成している。</li> <li>■ 5 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。</li> </ul> | ・全体的な計画は長野市公立保育理念、保育基本方針を基に編成し、園の保育目標「からだもこころもげんきな子ども」「感じて考えてチャレンジしよう」「自分も友達も大切にしよう」「育てて作っておいしく食べよう」も掲げている。また、子どもの状態、家庭の状況、地域の実態に即して全体的な計画を全職員で作成している。更に、全体的な計画の「子どもの保育目標(年齢別)」を基に子ども達の発達、家庭環境なども把握し、4半期に分けた年間指導計画を作成し、月案、週日案、個人指導計画などの作成にも繋げ、日々の保育で実践し振り返りを行っている。全体的な計画は全職員で年度末に評価、見直しを行い、次年度に繋げている。保育理念・保育基本方針・保育目標は園内各所に掲示されている。 |

| 評価対象 | 評価分類 | 評価項目                       | 評価細目                                       | 評価 | 着 眼 点   | コメント  |
|------|------|----------------------------|--|----|---|---|
| A    | 1    | (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 | ① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 | a  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 6 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。</li> <li>■ 7 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。</li> <li>■ 8 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。</li> <li>■ 9 内装等には、木材を利用している。</li> <li>■ 10 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。</li> <li>■ 11 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。</li> <li>■ 12 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。</li> </ul> | <p>・「保育環境マニュアル」を基準に天候に応じて室温、湿度を調整し快適に過ごせるよう配慮している。温湿度計を保育室に設置し、室内環境を整えている。新型コロナウイルス禍ということもあり保育室の上窓を常に開け換気に気を付け、保育室の採光もカーテンで調整している。環境マニュアル、保健マニュアルに基づいて安全点検（毎朝の遊具点検）や衛生チェック（トイレ、水回り、寝具、食品衛生管理）、清掃チェック等を行っている。ロッカー、床、壁、下駄箱、玄関のすのこ等、可能な箇所には木材を使っている。未満児の保育室にはカーペット（一部にはホットカーペットや畳）が敷かれ、生活の場所、午睡の場所が区切られ、玩具の大きさや素材にも配慮が行き届き、安全かつくつろいで生活できるようにしている。食事はゆったりと落ち着いて食べられるように机を配置し、新型コロナウイルス対策として職員が工夫を凝らしたパーティーションで飛沫感染を防いでいる。手洗い場、トイレは子どもの使いやすい高さに設え、毎日掃除をし、環境チェックも行い、清潔に保っている。トイレには手作りのパーティーションを用意し、着替え時のプライバシーに配慮をしている。</p> |
|      |      |                            | ② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。        | a  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 13 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。</li> <li>■ 14 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。</li> <li>■ 15 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。</li> <li>■ 16 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。</li> <li>■ 17 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。</li> <li>■ 18 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。</li> </ul>      | <p>・「家庭の調べ」を基に4月に個別懇談を行い情報を収集し、一人ひとりの健康状態、発達状況、家庭環境なども把握し、一人ひとりの指導計画を作成し支援している。職員会でも一人ひとりの発達状況を報告し、情報を共有している。また、生理的な欲求（トイレ、食事、ねむり）や不安、葛藤を受け止められるようにし、一人ひとりに合った分かりやすい言葉で対応するようにしている。更に、言葉のマニュアルを基に研修を行い、子どもの様子をよく観察し心情を察しながら共感し、せかす言葉や否定的な言葉ではなく、肯定的な言葉がけで分かりやすく話し、安心して自分の思いが伝えられるように配慮をしている。未満児については表情や仕草から思いを受け止め、安心できるように寄り添っている。</p>   |

| 評価対象 | 評価分類 | 評価項目 | 評価細目   | 評価 | 着 眼 点  | コメント  |
|------|------|------|--|----|--|---|
| A    | 1    | (2)  | <p>③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>       | a  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 19 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。</li> <li>■ 20 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。</li> <li>■ 21 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。</li> <li>■ 22 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。</li> <li>■ 23 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。</li> </ul>  | <p>・一人ひとりの発達に応じて基本的な生活習慣が身に付けられるように個別に関わっている。自分でやろうとするときは必要以上に手を貸さず、達成感を大切にしながら次の意欲へと繋がるように援助している。一人ひとりの子どものその日の健康状態を把握し、ゆっくりと過ごしたり、午睡を早めたりと活動と休息に配慮している。紙芝居、絵本、絵などを活用して視覚からも生活習慣が身に付くように工夫している。新型コロナウイルス禍でも健康で過ごせるよう、手洗いうがい、咳エチケット等の習慣を身につけていけるようにし、手洗い場にはイラストで手洗い、うがいの仕方をわかり易く図示している。</p>   |
|      |      |      | <p>④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> | a  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 24 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。</li> <li>■ 25 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。</li> <li>■ 26 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。</li> <li>■ 27 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。</li> <li>■ 28 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。</li> <li>■ 29 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■ 30 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。</li> <li>■ 31 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。</li> <li>■ 32 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。</li> <li>■ 33 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。</li> </ul> | <p>・子どもたちがやってみたくと思うような環境を整え、子どもが自主的・自発的に行動を促すための保育に取り組んでいる。年齢、発達に応じて好きな遊びを選び、遊びが更に発展できるように静と動の活動のバランスを考慮しつつ環境を整え、戸外で身体を動かして遊べるようにしている。園庭には鉄棒、滑り台、ジャングルジム、登り棒、築山、砂場などの遊具が置かれ、室内にはままごとセット、ブロック、カプラ、手作りおもちゃを用意しており自由に遊ぶことができる。独自の、園内外の危険マップが作成されており危険箇所を職員は把握し、安全に遊べるよう配慮している。また、信州型自然保育（信州やまほいく）の認定園として自然を活かした活動を多く取り入れている。近くの公園、神社などへ散歩に出かけて、草花を摘み、木の実や落ち葉を拾い制作に多く取り入れたり、雪が降ればそり遊びを公園で行ったりと季節の変化を感じながら自然と親しんでいる。亀、メダカ、カタツムリなどの小動物を飼育して成長の観察やその生態を調べてみたりと興味を持ちながらふれ合っている。園庭ではボール遊び、鬼ごっこ、縄跳び、竹馬など、体を十分動かして遊ぶことができ、遊びを通して社会的ルールや態度を育んでいる。いろいろな野菜栽培（サツマイモ、インゲン、ゴーヤ、カボチャ、落花生など）を通じて収穫体験や生長の様子を観察したり、変化を感じ取っている。例年、世代間交流として地域のお年寄りや年6回以上の交流をしている。新型コロナウイルス禍ではあるが、地域のお年寄り（和合会）と夏まつりを一緒に行い、高齢者ディサービスのお年寄りとは、庭にて歌や手遊びを披露し交流するなど工夫している。更に、いつでも製作活動ができるコーナーが保育室にあり自由に道具が出せるようになっており、歌、踊り、劇、楽器遊び、長野市運動プログラムに沿った体操等、「～したい」という自由な発想を大切に支援している。</p> |

| 評価対象   | 評価分類 | 評価項目 | 評価細目  | 評価 | 着 眼 点   | コメント  |
|--|------|------|---|----|---|---|
| A  | 1    | (2)  | ⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。       | a  | ■ 34 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。    | ・0歳児1名と1歳児4名、2歳児5名の混合クラスで生活している。「未満児保育マニュアル」「教育・保育の手引き」を基に月齢にあった個別指導計画を作成し保育を行っている。入園してしばらくは特定の保育士が関り、園生活にスムーズに慣れることができるようにしている。0歳児は1名なので1、2歳児と一緒に過ごし、子どもの発育に応じて抱っこや手を握るなど、スキンシップを大切にゆったりと安心して過ごせるよう配慮している。子どもの仕草や表情をよく観察し、言葉にして返しながら応答的な関わりをしている。保育室は畳、絨毯を敷きくつるげるスペースを作り、子どもの背丈のある物の角にはクッションなどをあて、安全に配慮している。室内で楽しめるコーナー作りや手指や全身で遊べるような玩具や環境も整えている。保護者とはお便り帳を活用し、園と家庭の様子を細かく記入し連携を図り、送迎時にも園生活の様子を口頭で伝え情報を交換している。                                |
|  |      |      | ■ 35 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。                      |    |   |   |
| ■ 36 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。                 |      |      |   |    |   |   |
| ■ 37 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。       |      |      |   |    |   |   |
| ■ 38 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。                 |      |      |   |    |   |   |
| ■ 39 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。              |      |      |   |    |   |   |
|  |      |      | ⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | a  | ■ 40 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしょうとする気持ちを尊重している。 | ・0歳児との混合クラスで生活している。保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立するとともに、自分で何かをしようとする気持ちが旺盛になる時期であることを重視し、子どもの気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに応答的な関わり、適切な援助を行っている。一人ひとりの発達状態を把握し、大切に見守りながら、食事、衣類の着脱など必要な援助を行っている。子供の興味や関心に合わせコーナー作りや手作りおもちゃを提供し、好きな遊びができるよう環境を整えている。子ども同士のトラブル時には保育士がお互いの気持ちを受け止め、代弁したりして仲立ちをしている。幼児と一緒に園庭で遊んだり、体操を行い、異年齢児との関わりも大切にし、散歩を通じて自然に触れ、途中で行き交う地域の方々との触れ合いも大切にしている。お便り帳や送迎時などで保護者との連絡を密に行い、一日の様子を記録した簡易用紙で毎日の保育の様子を玄関のボードに掲示している。未満児職員会を開き、職員間の連携を図っている。 |
| ■ 41 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。                  |      |      |   |    |   |   |
| ■ 42 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。 |      |      |   |    |   |   |
| ■ 43 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。          |      |      |   |    |   |   |
| ■ 44 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。                  |      |      |   |    |   |   |
| ■ 45 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。           |      |      |   |    |   |   |
| ■ 46 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。       |      |      |   |    |   |   |

| 評価対象 | 評価分類 | 評価項目 | 評価細目   | 評価 | 着 眼 点   | コメント  |
|------|------|------|--|----|---|---|
| A    | 1    | (2)  | ⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | a  | <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="898 193 1565 316">■ 47 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li data-bbox="898 316 1565 438">■ 48 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li data-bbox="898 438 1565 561">■ 49 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li data-bbox="898 561 1565 687">■ 50 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。</li> </ul>   | <p>・年少児と年中児の混合のクラスを設け、3歳児8名と4歳児9名が活動を共にしている。生活の時間は一緒に過ごし、主活動時は年齢別保育を行い、年齢に応じた活動を取り入れている。3歳児は保育士が関わりながら楽しく遊びができるように環境を整え、4歳児については友達との関わりを大切に、一緒に楽しめるように援助を行いつつ3歳児との繋がりを大切に、助け合いややってみようとする姿などが育つようにしている。5歳児については10名の1クラスとし、子ども同士が話し合いや協力をしながら活動を行えるよう環境を整備し、援助を行っている。また、信州やまほいくの活動を多く取り入れ、友だちとの協力・助け合い、自分自身の解決力・想像力が育つように見守りながら支援し、日々の活動については、玄関のボードに年齢ごとの活動の様子を職員が手書きで用紙に記入し保護者に知らせている。就学する小学校とは接続期のアプローチカリキュラムを協働で作成し、幼保小連絡会を行い保育要録なども作成し連携している。今年度は新型コロナウィルス禍ということで自粛となっているが、例年であれば小学校の1・2年生と校内巡り、音楽発表、木の美の製作で遊んだりして交流している。</p>  |
|      |      |      | ⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                | a  | <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="898 692 1565 778">■ 51 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。</li> <li data-bbox="898 778 1565 865">■ 52 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。</li> <li data-bbox="898 865 1565 951">■ 53 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。</li> <li data-bbox="898 951 1565 1037">■ 54 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。</li> <li data-bbox="898 1037 1565 1123">■ 55 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</li> <li data-bbox="898 1123 1565 1209">■ 56 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li data-bbox="898 1209 1565 1295">■ 57 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。</li> <li data-bbox="898 1295 1565 1382">■ 58 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。</li> </ul> | <p>・園舎内は、すのこで段差をなくしたり手洗い場に踏み台を置き使い易くするなど、必要な子どもにも配慮し、過ごしやすい環境を整えている。また、必要な場所に椅子を設置し、休憩したり衣服の着脱ができるようにし、子どもの状況に合わせ視覚による伝え方や動線を考える等の配慮もしている。刺激物の精選、やるべきことを文字・絵で示すなど子どもの成長と共に支援方法を工夫し、保護者の思いを受け止め、連携を密に取り合いながら保育を行っている。市として「障害のある子どもが園児と遊びや給食を通して交流を行い心身の発達を促すもの」としており、「基礎調査票」、「評価シート」で配慮が必要な子どもの発達過程や障がいの状況を把握し個別指導計画を作成し、月案（共育ち）に記入し、情報や具体的な保育方法等を全体で共有するためのカンファレンスも行い、状況に応じ加配職員が個別の援助を行っている。更に、関係機関と定期的に話し合う機会を持ち、「にこにこ園訪問」の発達相談員や保健師と連携を取り助言などを受けている。担当職員は特別支援教育保育研修会などに参加し情報を得て、場合によっては障害児の通所事業所との連携も取り、職員会でも報告し情報を共有している。当園では日頃から子供同士の関わりを考え、全員がわかり合い助け合えるようにイラストや写真、文字等を掲示し積極的に伝え、一緒に生活や活動を楽しみ、共に成長することができるようにしている。保護者とは個別懇談や日々の送迎時に日頃の様子を伝え合い、子どものより良い成長のために情報を共有し合っている。希望する保護者には「子ども相談室だより」を配布し研修会などの情報も提供し、希望に沿い相談の機会も設けている。</p> |

| 評価対象 | 評価分類 | 評価項目 | 評価細目   | 評価 | 着 眼 点   | コメント  |
|------|------|------|--|----|---|---|
| A    | 1    | (2)  | <p>⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>       | a  | <p>■ 59 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</p> <p>■ 60 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</p> <p>■ 61 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。</p> <p>■ 62 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</p> <p>■ 63 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</p> <p>■ 64 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</p> <p>■ 65 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</p> | <p>・市としての「時間外保育マニュアル」があり、年齢別年間指導計画や個別指導計画に時間外保育について記載し、保育内容・家族とのやりとり等の具体的な方法を示し、連続性のある計画を作成し、時間外保育を位置づけ実践している。時間外保育の登録をする子どもは多いが実際に利用する子どもは多くはなく、未満児と幼児を1クラスにし保育を行ない、少人数で過ごせるよう配慮している。絨毯やゴザ、マットを敷いてくつろげる場所を整え、ゆったりと穏やかに過ごせる環境を整えている。異年齢で過ごすので遊びの発展ができるものやどの年齢でも遊べるもの(おうちごっこ、ブロック遊び等)を整えている。18時30分まで利用する子どもについては午後のおやつやポリューム等にも配慮している。担任と時間外保育士との連絡は連絡ノートや口頭で引継ぎ、保護者への連絡も確実に行っている。</p> |
|      |      |      | <p>⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> | a  | <p>■ 66 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。</p> <p>■ 67 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>■ 68 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>■ 69 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。</p> <p>■ 70 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。</p>  | <p>・幼保小連携会議や幼保小連絡会にて年間計画が立てられ、今年度は新型コロナウイルスの影響を受け自粛せざるを得なくなっている。運動会旗拾い、来入児健診は行ったが、例年であれば就学を見通しての小学校との交流、一日入学などで小学校と連携している。幼保小連絡会で年間計画を立て子どもの育ちを繋ぐ接続期(アプローチ、スタート)カリキュラムを作成し、連携を図っている。例年であれば年長児は就学する加茂小学校のプール体験をしたり、1・2年生と校内巡り、音楽発表、木の実の製作で遊ぶなどで小学生と交流をしているが今年度は中止となっている。また、小学校の先生が年長児の様子を見学したり懇談のため来訪しており、年長児担任は園長、主任と相談し、「保育所児童保育要録」を作成し、小学校へと繋げている。</p>                              |

| 評価対象 | 評価分類   | 評価項目     | 評価細目                      | 評価 | 着 眼 点 | コメント   |   |   |
|------|--|----------|---------------------------|----|-------|--|---|---|
| A    | 1  | (3) 健康管理 | ① 子どもの健康管理を適切に行っている。      | a  | 71    | 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。 | ・公立保育園統一の「保健マニュアル」に基づいて、一人ひとりの「家庭の調べ」や「緊急連絡カード」、保護者との個別懇談を通じ健康状態を把握している。「保健マニュアル」に基づき、家庭と連携を取りながら、保健計画を作成し、健康管理を行っている。園の取り組みについては園だより、玄関掲示を通じて情報を提供し、歯科検診及び内科検診は年2回、体重測定は毎月、身長測定は年3回、胸囲・頭囲測定は年2回行い、発育や発達に適した生活を送る指標とするよう保護者に結果を伝え、職員間でも共有している。毎日の出欠表には欠席理由を記入し、また、視診を行い子どもの状態を確認し、体調の変化、怪我が起こった時は健康観察記録に記入し、保護者にも様子・状況を伝え、職員間でも情報を確認し合っている。けがが起こった時は園長の指示のもと家庭へ速やかに連絡をし、医療機関で速やかに受診し、降園後も電話で状態を確認している。子どもの健康に関する方針や取り組み、感染症の発生、保健情報などは「園だより」、市からの「保健だより」、園のボードに注意点を掲示することにより保護者に知らせている。感染症発生時は玄関に内容を掲示して保護者に伝え、必要により保健所、園医の指示を受けている。新型コロナウイルス感染対策として「健康チェック表」を各家庭に配布し毎日の検温、健康観察を行っている。乳幼児突然死症候群（SIDS）については未満児の午睡チェック（乳児は5分おき1回）を行い記録し、ポスター掲示や懇談会などを通じ保護者への周知を図っている。 |   |
|      |  |          |                           |    | 72    | 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。           |   |   |
|      |  |          |                           |    | 73    | 子どもの保健に関する計画を作成している。                                 |   |   |
|      |  |          |                           |    | 74    | 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。                |   |   |
|      |  |          |                           |    | 75    | 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。   |   |   |
|      |  |          |                           |    | 76    | 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。                    |   |   |
|      |  |          |                           |    | 77    | 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。            |   |   |
|      |  |          |                           |    | 78    | 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。              |   |   |
|      |  |          | ② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。 | a  | 79    | 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。                      |   | ・保健計画に基づき内科検診、歯科検診を年2回行い、結果を発達記録表に記入し、指導計画の保健、健康に関する部分（生命の保持、健康、食育等）に取り入れ、月案、週日案にも反映させている。また、年中児と年長児は視力検査と尿検査を行い、結果は職員会で確認し健康な身体づくりに繋げている。一人ひとりの結果は保護者にも伝え、必要に応じて受診を勧めている。歯の健康についても歯科指導、フッ化物洗口（5歳児）等を取り入れている。 |
|      |  |          |                           |    | 80    | 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。               |   |   |
| 81   | 家庭での生活に生かされ保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。 |          |                           |    |       |  |   |   |

| 評価対象 | 評価分類 | 評価項目   | 評価細目   | 評価 | 着 眼 点   | コメント   |
|------|------|--------|--|----|---|--|
| A    | 1    | (3)    | ③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。 | a  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 82 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 83 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 84 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</li> <li>■ 85 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。</li> <li>■ 86 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。</li> <li>■ 87 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。</li> </ul> | <p>・アレルギーのある子どもには「厚生労働省のガイドライン」や「アレルギー対応の特別食の提供時の手順」を基に食事の提供を行っている。保護者から医師の指示書を提出していただき、園長、栄養士が面談を行い、月1回献立チェックをし、連携を密に図り、誤食がないように取り組んでいる。食事提供時は調理員、園長（主任）、担任でダブルチェックを行い、トレーを分け、保育士が対象の子どもの傍につくなど配慮して提供を行っている。保育士、調理員は研修に参加をし、必要な知識や技術を身に付け、受講した職員が職員会で研修内容を報告し共有している。アレルギーについては該当クラスの幼児にわかりやすく話し、理解につながるように配慮している。必要により保護者にも懇談会等で説明をし理解を得ている。</p>  |
|      |      | (4) 食事 | ① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。                         | a  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 88 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。</li> <li>■ 89 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。</li> <li>■ 90 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。</li> <li>■ 91 食器の材質や形などに配慮している。</li> <li>■ 92 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。</li> <li>■ 93 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。</li> <li>■ 94 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。</li> <li>■ 95 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。</li> </ul>   | <p>・全体的な計画や年間指導計画、月案で食に関する年齢別の具体的な援助方法について計画し、個別指導計画に食事形態や量等の個々の発達に合わせた内容等も組み込み、実践している。6月の食育月間には「おいしく食べる、学ぶ、楽しむ」ことをテーマに園内でレストランを開き、定時でなくお腹が空いた時間に食事を摂ること、食材への興味を深めること、食事を楽しむことなどを重点に取り組んでいる。また、月の食育テーマに合わせて分かり易い絵を描く、クイズ形式のボードを作成するなど、食に興味・関心がわくように工夫を加えている。園内で野菜（サツマイモ、インゲン、ゴーヤ、キュウリ、トマト、カボチャなど）を栽培し給食に取り入れたりと、焼き芋会を行ったりと収穫の喜びを感じ味わっている。また、日ごろから衛生的で発達に応じた机、椅子、食器、食具を取り入れ、時には机の配置を変えたり、散歩で摘んできた草花を飾ったりして楽しく食事がとれるよう環境作りをしている。今年度は特に新型コロナウイルス予防の観点から、クリアケースを利用したパーテーションを使用し環境にも配慮している。園だよりに食育の取組について載せ、また、給食だよりには家庭との連携を図るため料理のレシピの紹介もしている。市共通の献立は1ヶ月に2度同じメニューが出ることや8日を「野菜の日」・19日を「食育の日」とするなど、目と味にもなれる工夫もされている。職員は一人ひとりの状態に合わせて配膳をし、無理をさせず食べる意欲を持てるような言葉がけをし援助を行っている。。毎日の給食サンプルを献立表とともに置き、降園時、給食について保護者と子どもの会話が広がり、保護者が子どもの食生活や食育に関する取り組みに関心が持てるようにしている。</p> |



| 評価対象 | 評価分類       | 評価項目          | 評価細目                              | 評価 | 着 眼 点  | コメント  |
|------|------------|---------------|-----------------------------------|----|--|---|
| A    | 1          | (4)           | ② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 | a  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 96 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。</li> <li>■ 97 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。</li> <li>■ 98 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとしている。</li> <li>■ 99 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。</li> <li>■ 100 季節感のある献立となるよう配慮している。</li> <li>■ 101 地域の食文化や行事食などを取り入れている。</li> <li>■ 102 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。</li> <li>■ 103 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。</li> </ul> | <p>・子どもの発育、発達状況に配慮した形態で調理をし提供している。未満児については離乳食、食材の切り方等を一人ひとりの家庭状況、発育に応じて保護者、担任、調理師とよく相談をし無理のないように進めている。また、子どもの体調、好き嫌いを把握し、様子を観察し、量も調整し、無理強いせず楽しく食べられる雰囲気を作っている。職員は嫌いなものを少しでも食べられた時は褒め、一緒に喜び、自信へと繋がるよう配慮している。毎食及びおやつは職員が検食し提供を行っている。県産の農畜産物等については「県内産使用食材照会」で調理員が確認し、園長が市へ報告を行っている。市保育・幼稚園課の栄養士を始めとした献立検討委員会が季節感のある献立を立てており、地域の郷土食（おやき、ニラせんべい、やしょうま、よもぎ団子等）や行事食（節分、ひな祭り、クリスマス等）を提供している。給食職員は給食の手引き、衛生管理表を用いて管理を行い、園長が評価して市の栄養士へ提出している。栄養士、調理員は定期的に子どもの食事の様子を見て、献立や調理に活かしている。残食は給食担当職員がチェックし、献立日誌に記録し、献立検討委員会でも報告し、献立に反映されている。</p> |
|      | 2<br>子育て支援 | (1) 家庭との緊密な連携 | ① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。   | a  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 104 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。</li> <li>■ 105 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。</li> <li>■ 106 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。</li> <li>■ 107 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。</li> </ul>   | <p>・幼児のクラスについては玄関のボードに、一日の様子を手書きで書いた用紙を掲示し保護者に伝えている。保護者による送迎は必ず玄関を通る形で行われており、その際に保護者と口頭で情報を交換している。未満児については口頭だけでなく連絡帳も活用している。信州やまほいくの様子を写真入りで綴り、玄関へ置き、保護者はいつでも手に取り見ることができ、子供の様子や成長を知ることができる。入園説明会、個人懇談、保育参加などで園目標、保育の意図、内容を説明し、園だより（毎月）を通じて保育のねらい、行事、誕生児、エピソードなどを掲載し、保育の内容と成長の様子を伝えている。また、個別懇談会、運動会、たのしみ会、保育参加等で子どもの様子、保育内容等を保護者に知らせる機会もあり、個別懇談の内容を「保育の個別計画」に記録し、個別計画作成にも活かしている。</p>   |

| 評価対象  | 評価分類 | 評価項目        | 評価細目   | 評価 | 着眼点  | コメント   |
|---|------|-------------|--|----|--|--|
| A   | 2    | (2) 保護者等の支援 | ① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。                   | a  | ■ 108 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。              | ・登降園の際に担任が玄関で直接子どもの様子を保護者に伝え、成長の様子を共有し、保護者が困っていること、悩んでいることについても相談しやすいようにし信頼関係が保てるようにしている。公立保育園としての「相談、意見、苦情対応マニュアル」があり相談・意見・苦情受付記録も整備され、相談内容については守秘義務を守り、適切に記録され保管もされている。保護者からの相談はいつでも受けられる体制を整え、相談を受けた保育士は園長、主任に報告をし助言を受けている。相談内容については守秘義務を守り、適切に記録され保管もされており、必要に応じて職員会で話し合い相談者にフィードバックし、職員全体で支援できるようにしている。 |
|   |      |             | ■ 109 保護者等からの相談に応じる体制がある。                      |    |  |  |
| ■ 110 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。                          |      |             |  |    |  |  |
| ■ 111 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。                                       |      |             |  |    |  |  |
| ■ 112 相談内容を適切に記録している。   |      |             |  |    |  |  |
| ■ 113 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。                         |      |             |  |    |  |  |
|   |      |             | ② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 | a  | ■ 114 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。 | ・職員は「虐待対応マニュアル」を基にした研修を受け、基本的な知識を学び、早期発見、早期対策、予防に取り組んでいる。「児童権利に関するマニュアル」「教育・保育の手引き」などを職員会で読み合わせ、人権意識を高めている。早期発見をするために日頃から体のあざ、体重減少等子どもの様子をよく見て、職員間で共有し記録している。不適切な対応が疑われた時は市の子育て支援課、児童相談所と連携し対応している。園長は必要に応じて児童相談所などと連絡を取り合い、保健センター等とは地域支援会議やケース検討会議などで連携を図っている。  |
| ■ 115 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。          |      |             |  |    |  |  |
| ■ 116 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。                    |      |             |  |    |  |  |
| ■ 117 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。 |      |             |  |    |  |  |
| ■ 118 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。                                  |      |             |  |    |  |  |
| ■ 119 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。                             |      |             |  |    |  |  |
|   |      |             |  |    | ■ 120 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。                               |  |

| 評価対象 | 評価分類         | 評価項目                     | 評価細目  | 評価 | 着 眼 点  | コメント   |
|------|--------------|--------------------------|---|----|--|--|
| A    | 3<br>保育の質の向上 | (1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価） | ① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 | a  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 121 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。</li> <li>■ 122 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。</li> <li>■ 123 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。</li> <li>■ 124 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。</li> <li>■ 125 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。</li> <li>■ 126 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。</li> </ul> | <p>・職員は福祉サービス第三者評価の「評価項目」に沿った職員の自己評価を年2回行い園全体の評価に繋げると共に、職員会議で検討し課題を明確にし次年度の事業計画に反映させたり、保育実践に活かしている。また、日ごろから園長、主任が月案、週日案にコメントを記入し、次月、次週へと継続し、保育の質の向上や職員の励みに繋げている。更に、職員会や未満児職員会、幼児職員会でも全体の振り返りや反省、話し合いが行われ園全体のレベルアップに努めている。職員は園の内部研修や市主催の研修会だけではなく、自己研鑽のために外部の研修会にも自主的に参加し、専門性の向上に取り組んでいる。</p> |